

京都駅八条口貸切バス乗降場等指定管理者募集要項に係る質問及び回答

No	ページ	質問	回答
1	仕様書5ページ 6（3）貸切バス待機場の運用管理	鴨川西ランプ駐車場以外の場所を待機場として利用する場合、待機場に求められる条件はございますか。	<u>立地や収容台数に係る明確な条件は設けておりません。</u> なお、仕様書1ページのイメージ図に、貸切バス待機場から貸切バス乗降場までの所要時間は約10分、貸切バス待機場の収容台数は約40台と目安を記載しております。
2	仕様書 資料4 修学旅行シーズンにおける業務概要	現在の指定管理者が変更となった場合でも、基本的にスケジュール通り対応するという認識で問題ございませんか。	御認識のとおりで相違ございません。現指定管理者からの変更の有無に関わらず、資料4に記載のスケジュールを予定しております。